

令和9年産
茨城県の区域

令和8年8月17日 農林水産省告示

農作物共済
【表】 1キログラム当たり共済金額の範囲

(単位：円)

麦種	類区分	類区分名称		1キログラム当たり共済金額の範囲																							
				対象農業者（パン又は中華麺用以外）										対象農業者以外			種子用麦（ビール用麦）										
小麦	1類 3類 4類	秋期に播種する小麦 田で耕作する小麦 畑で耕作する小麦	※インデ ※インデ	課税	152	133	115	96	77	59	40	30	20		40	30	20	224	202	179	157	134	112	90	67	45	
				免税	161	141	121	101	80	60	40	30	20														
				課税	(113)	(101)	(89)	(77)	(64)	(52)	(40)	(30)	(20)														
				免税	(122)	(108)	(95)	(81)	(67)	(54)	(40)	(30)	(20)														
二条大麦	5類 7類 8類	秋期に播種する二条大麦 田で耕作する二条大麦 畑で耕作する二条大麦	※インデ ※インデ	課税	120	104	88	72	56	40	24	18	12		24	18	12	250	225	200	175	150	125	100	75	50	
				免税	125	108	91	75	58	41	24	18	12														(121)
六条大麦	9類 10類 11類	秋期に播種する六条大麦 田で耕作する六条大麦 畑で耕作する六条大麦	※インデ ※インデ	課税	138	120	103	85	67	50	32	24	16		32	24	16	221	199	177	155	133	111	88	66	44	
				免税	145	126	107	89	70	51	32	24	16														
裸麦	12類 13類 14類	秋期に播種する裸麦 田で耕作する裸麦 畑で耕作する裸麦	※インデ ※インデ	課税	161	137	112	88	64	39	15	11	8		15	11	8	278	250	222	195	167	139	111	83	56	
				免税	171	145	119	93	67	41	15	11	8														

※ インデ：地域インデックス方式に適用

- 備考 1 「対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請する者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当する者をいう。
- 2 「課税」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- 3 「免税」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。